



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

源泉徴収義務／理事長等を被保険者とする養老保険の保険料

～ 使用者契約の養老保険に係る経済的利益（所基通36-31）～

今回は、医療法人が支払った保険料が理事長等の給与に該当するか、具体的には、所得税基本通達36-31（3）ただし書に定める「役員又は特定の使用人のみを被保険者としている場合」に該当するか否かを争った事例をご紹介します。（平成27年6月19日非公開裁決・棄却・F0-1-759）

<事案の概要>

原処分庁は、医療法人である請求人A社に対し、A社を契約者とし、その理事長及び常務理事（理事長の妻）を被保険者とする養老保険の各保険料の2分の1に相当する金額は所得税法28条に規定する賞与に該当するとして源泉所得税の納税告知処分等を行った。本件は、A社が、理事長等以外の従業員らも養老保険等に加入していたことなどから、所得税基本通達36-31（3）ただし書に定める「役員又は特定の使用人のみを被保険者としている場合」には当たらず、賞与には該当しないなどとして、同処分等の全部の取消しを求めた事案である。

<国税不服審判所の判断>

1 所得税基本通達36-31の（注）2の（1）の趣旨

保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合には、特定の者に対する経済的利益を観念することができるが、使用者の業務上の要請を考慮すると格差を設ける必要性があることも一概には否定できないことから、当該格差が合理的な基準により、普遍的に設けられたものと認められるときは、当該特定の者のみを被保険者としているとは評価できないこと、すなわちその受ける経済的利益はないものとするを明らかにしたものと解される。

2 本件各保険料の2分の1に相当する金額の給与等該当性

理事長及び常務理事を被保険者とする保険契約の死亡保険金額はそれぞれ5000万円であり、職員を被保険者とする死亡保険金額は500万円である。A社は、これほどの大きな格差が存する理由について、理事長が、病院の経営に生涯責任を持ち、A社の借入金の保証人になっているからである旨主張するところ、確かに、理事長等が他の職員とは質的に異なる重い責任を負っているといえることができる。

しかしながら、A社が主張する諸事情は、他の法規制等に抵触しない限りにおいて給与等に大きな格差を設けることの根拠にはなり得るとしても、所得税基本通達36-31の趣旨や「職種、年齢、勤続年数等」という列挙事由に照らせば、他に特別の事情のない限り、福利厚生を目的として、死亡保険金に大きな格差を設けることの合理的な根拠にはならないというべきである。

さらに、理事長及び常務理事がA社における最高位の役職にあり、出資金の全額を出資していること等からすれば、理事長等の権限は強大であることがうかがわれ、実際、理事会で審議したり福利厚生規定に定めたりすることなく、理事長及び常務理事の2人だけの判断で本件各保険契約を締結していることからすれば、理事長等は、自らが保険契約による経済的利益を受ける目的で、本件各保険契約を締結したものと評価せざるを得ない。

したがって、本件各保険契約は、所得税基本通達36-31の（3）ただし書に定める「役員…のみを被保険者としている場合」に該当すると評価できるから、各保険料の2分の1に相当する金額は理事長及び常務理事に対する給与等に該当する。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判12頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。